

保護者の皆様へ

大津市 幼保支援課
保育幼稚園課**延長保育について**

大津市立保育園・こども園では、就労形態の多様化等にもなう保育ニーズに対応し、児童福祉の増進を図ることを目的として延長保育を実施しております。

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育の必要量は、短時間認定（8：30～16：30）と標準時間認定（7：00～18：00）に区分されています。それぞれの利用可能時間帯を超えて保育を必要とする場合は、延長保育の申請が必要です。

なお、延長保育時間を含む開園時間は、月～金曜日は、午前7時00分から午後7時00分まで、土曜日は午前7時30分から午後6時00分までです。

【延長保育利用時間帯】

- ・保育標準時間認定の方（月～金曜日） 午後6時00分～7時00分
- ・保育短時間認定の方（月～土曜日） 午後4時30分～5時30分

○実施保育園・こども園

比良・和邇・伊香立・堅田・天神山・唐崎・皇子が丘・逢坂・朝日が丘・膳所・晴嵐・大平・瀬田南の13保育園、比叡平こども園

○対象

延長保育を実施している保育園・こども園に入所し、保護者の就労時間、通勤時間その他の状況により、恒常的に、通常保育の利用可能時間帯を超えて保育を必要とする園児を対象としています。

○申し込みについて

「延長保育利用申込書」に必要事項を記入の上、園長に提出ください。

- ・申込書には、勤務先の確認印が必要です。
- ・利用内容に変更が生じた場合は、前月の20日までに「延長保育利用変更申込書」を提出して下さい。
- ・令和6年4月の利用を希望される方は、3月____日（ ）までに利用申込書を保育園に提出ください。
- ・延長保育を年度途中から希望（変更）される場合は、園に申し出て前月20日までに手続きをしてください。

○延長保育料について

毎月指定する期日までに利用料を納入して下さい。納入のない場合は、翌月の利用をお断りすることがありますので、よろしくお願いいたします。

また、1か月の利用日数が少ない場合でも、下記の1か月分の保育料が必要となります。月途中で利用を中止された場合も、日割計算等はいりませんのでご了承ください。

・保育標準時間認定の方

延長保育実施曜日	延長保育利用時間帯	延長保育料
月～金 ※1	午後6：00～6：30	1,000円／月・園児1人
	午後6：00～7：00	2,000円／月・園児1人

※1 土曜日の開所時間は、午前7時30分～午後6時00分であるため、延長保育は行いません。

・保育短時間認定の方

延長保育実施曜日	延長保育利用時間帯	延長保育料
月～土	午後4：30～5：00	1,000円／月・園児1人
	午後4：30～5：30	2,000円／月・園児1人

○送迎にあたっては、時間を厳守して下さい。